令和6年 多賀町議会4月第1回臨時会会議録

令和6年4月10日(水) 午前11時10分開会

◎出席議員(12名)

1番	小 島		櫻	君	6番	Ш	岸	真	喜	君
2番	一之瀨	浩	治	君	7番	富	永		勉	君
3番	大 谷	重	温	君	8番	Щ	П	久	男	君
4番	近 藤		勇	君	9番	神糸	工用	宗	宏	君
5番	木 下	茂	樹	君	10番	菅	森	照	雄	君

◎欠席議員(0名)

なし

◎説明のために出席した者の職氏名

町		長	久	保	久	良	君	福祉保	:健課長	林		優	子	君
副	町	長	小	菅	俊	\equiv	君	産業環	境課長	野	村		博	君
教	育	長	Щ	中	健	_	君	地域整	備課長	飯	尾	俊	_	君
会計	管理	者	岡	田	伊ク	人人	君	学校教	育課長	伊	東	瑞	江	君
企 j	画 課	長	藤	本	_	之	君	教育総	務課長	谷	Ш	嘉	崇	君
総	務 課	長	本	多	正	浩	君	生涯学	習課長	竹	田	幸	司	君
税務	住民記	課長	小	菅	俊	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	君	監 査	委 員	寺	西	久	和	君

◎議会事務局

事務局長大岡まゆみ 書記渡邊美和

◎議事日程

日程第1 仮議席の指定

日程第2 選 第 2号 議長選挙について

(日程追加)

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定(4月10日 1日間)

日程第4 選 第 3号 副議長選挙について

(日程追加)

日程第5 議席の指定

日程第6 常任委員の選任について

日程第7 議会運営委員の選任について

日程第8 選第 4号 彦根市犬上郡営林組合議会議員の選挙について

日程第9 選 第 5号 彦根愛知犬上広域行政組合議会議員の選挙について

日程第10 選 第 6号 湖東広域衛生管理組合議会議員の選挙について

日程第11 選 第 7号 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙につい

7

日程第12 承認第34号 専決処分事項の承認を求めることについて

(多賀町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例)

日程第13 議案第35号 令和6年度多賀町一般会計補正予算(第1号)につい

7

(日程追加)

日程第14 同意第36号 多賀町監査委員(議員のうちから)の選任につき同意

を求めることについて

日程第15 発議第 1号 議会改革特別委員会の設置に関する決議書

日程第16 委員会の閉会中の継続調査について

(総務常任委員会)

(産業建設常任委員会)

(議会広報常任委員会)

(議会運営委員会)

(開会 午前11時10分)

○事務局長(大岡まゆみ君) 本日は令和6年第1回臨時議会にご出席いただき、ありが とうございます。

本臨時会は一般選挙後初めての議会です。議長が選出されるまでの間、地方自治法第 1 0 7 条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことに なっています。

年長の議員をご紹介いたします。

年長の議員は菅森照雄議員です。議長席にご移動をお願いします。

(菅森照雄議員 議長席着席)

○臨時議長(菅森照雄君) ただいま紹介されました菅森照雄です。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく お願いいたします。

議事に入ります前に、一般選挙後初めての議会でもありますので、議会の議員および 職員の自己紹介をお願いします。議席の順番により、1番 小島櫻議員から順次議席で お願いします。

(議員 自己紹介)

○臨時議長(菅森照雄君) ありがとうございました。

引き続き、執行者、執行部の職員の自己紹介をお願いいたします。

(執行者および管理職 自己紹介)

○臨時議長(菅森照雄君) ありがとうございました。

次に、町長から招集の挨拶をお願いいたします。 久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長(久保久良君) 本日、令和6年第1回多賀町議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。さて、議員の皆様には、3月10日に執行されました多賀町議会議員一般選挙におきまして、見事当選の栄に浴され、改めて心からお祝いを申し上げる次第でございます。私も引き続き町政の重責を担わせていただくこととなりました。住民の皆様から寄せられる期待にお応えすべく、人生100年時代を誰もが安心して暮らせるよう、「輝く人、自然、歴史・文化で織りなす多賀の未来」を将来像に掲げ、町政の発展に誠心誠意、全力を尽くしてまいる所存でございますので、議員の皆様の今後とものご支援、ご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本臨時会には、議員役職を決定していただいた後、専決処分の承認案件、令和6年度早々でありますが、補正予算案、監査委員の選任について提案をさせていただきます。慎重なご審議を賜り、円滑なご決議を頂きますようよろしくお願いを申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

(開議 午前11時20分)

〇臨時議長(菅森照雄君) ただ今から、令和6年第1回多賀町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○臨時議長(菅森照雄君) 日程第1 「仮議席の指定」を行います。仮議席は、ただいまご着席の議席とします。

〇臨時議長(菅森照雄君) 日程第2 「選第2号 議長の選挙」を行います。選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

(議場 閉鎖)

○臨時議長(菅森照雄君) ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 小島櫻議員、2番 一之瀨浩治議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙の配布)

○臨時議長(菅森照雄君) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○臨時議長(菅森照雄君) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○臨時議長(菅森照雄君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

(氏名の点呼・投票)

○臨時議長(菅森照雄君) 投票漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

〇臨時議長(菅森照雄君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。1番 小島櫻議員、2番 一之瀨浩治議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○臨時議長(菅森照雄君) 選挙の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票0票。

有効投票のうち、8番 菅森照雄10票、以上のとおりです。 この選挙の法定得票数は3票です。よって、私が議長当選人となりました。 議場の閉鎖を解きます。

(議場 開鎖)

○議長(菅森照雄君) ここで、私から就任の挨拶をさせていただきます。

ただいま議長選挙におきまして、議長の重責を担わせていただくことになりました、 菅森照雄でございます。まずは議員の皆様にお礼を申し上げます。

さて、新年度から議員定数が12人から10人に削減され、住民さんからの負託された新議員の皆さん一人一人に課せられた責任の重さを今まで以上に感じているところでございます。人口減少、少子高齢化が進む中、様々な問題、課題に住民目線で皆さんと十分な議論を重ねるとともに、行政とともに十分な議論を交わしながら、議会の使命でもありますチェック機能を果たし、住民福祉の向上、信頼される議会と円滑な議会運営に努めてまいりたいと思いますので、皆様方のご協力をお願いいたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

暫時休憩します。

その場でお願いします。

(午前11時30分 休憩)

(午前11時31分 再開)

○議長(菅森照雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま配布いたしました日程第1から日程第4までを本日の日程に 追加し、議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(菅森照雄君) 異議なしと認めます。

よって、日程第1から日程第4までを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

○議長(菅森照雄君) 日程第1 「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条第2項の規定により、お手元に配布しました議席表のとおり 指定します。

○議長(菅森照雄君) 日程第2 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

 1番
 小島
 櫻議員
 2番
 一之瀬浩治議員

 を指名いたします。

○議長(菅森照雄君) 日程第3 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議 ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(菅森照雄君) 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りに決定しました。

○議長(菅森照雄君) 日程第4 「選第3号 副議長の選挙」を行います。選挙は投票 で行います。

議場を閉鎖します。

(議場 閉鎖)

○議長(菅森照雄君) ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番 大谷重温議員、4番 神細工宗宏議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙の配布)

○議長(菅森照雄君) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(菅森照雄君) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長(菅森照雄君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

(氏名の点呼・投票)

○議長(菅森照雄君) 投票漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(菅森照雄君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。3番 大谷重温議員、4番 神細工宗宏議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長(菅森照雄君) 選挙の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票0票。

有効投票のうち、4番 神細工宗宏議員10票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。よって、4番 神細工宗宏議員が副議長に当選さ

れました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場 開鎖)

○議長(菅森照雄君) ただいま副議長に当選されました神細工宗宏議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

神細工宗宏議員、よろしいでしょうか。

(神細工宗宏議員 承諾)

○議長(菅森照雄君) ただいま神細工宗宏議員より承諾の旨がありましたので、副議長に決定しました。

神細工宗宏議員、就任の挨拶をお願いします。

4番 神細工宗宏議員。

〔副議長 神細工宗宏君 登壇〕

〇副議長(神細工宗宏君) 副議長に就任させていただき、一言挨拶を申し上げます。満票で選んでいただきまして、本当にありがとうございます。

町民の皆様の期待に応えるためにも、議会運営に積極的に参画し、より良い運営を図ってまいります。副議長として議長を補佐し、議会運営を円滑に行うことは言うに及ばず、前任期で進めてきた議会改革特別委員会での課題をさらに進めてまいります。

前任期で行ってきた議会改革は、議員定数の削減、議会報告会を各団体との意見交換会という形で実施してきましたが、まだ全てが実施できていないと認識しております。 開催方法も議論するべきだと考えます。

3番目に、議会基本条例の制定はできましたが、現状に合ったものにその都度改定すべきものと考えています。今後の課題として、1番目に予算・決算常任委員会の設置の是非、2番目にペーパーレス化、タブレット化、ICTの導入といったデジタル化ですが、これは議会だけでできないと考えていますので、行政とともに協働して行うものだと考えています。

また、前任期の終わりに問題提起されました費用弁償の問題や、若い議員が挑戦できるための議員報酬の見直しも議論しなければならないものと認識しています。今後の課題や新たな問題も出てくるかもしれませんが、議長の補佐を行い、円滑な議会運営に努めていくことを約束し、副議長就任の挨拶とさせていただきます。

○議長(菅森照雄君) 暫時休憩します。

再開は議場の時計で14時とします。議員の皆様は委員会室にお集まりください。

(午前11時43分 休憩)

(午後 1時45分 再開)

○議長(菅森照雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま配布いたしました日程第5から日程第13までを本日の日程

に追加し、議題にしたいと思います。なお、日程番号は先ほどの追加日程の続きとしま す。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(菅森照雄君) 異議なしと認めます。

よって、日程第5から日程第13までを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

○議長(菅森照雄君) 日程第5 「議席の変更指定」を行います。

議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更 します。お手元に配布しました議席表のとおり指定します。

○議長(菅森照雄君) 日程第6 「常任委員の選任」を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、 お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(菅森照雄君) 異議なしと認めます。

よって、常任委員はお手元に配布の名簿のとおり選任することに決定しました。

○議長(菅森照雄君) 日程第7 「議会運営委員の選任」を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(菅森照雄君) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員はお手元に配布の名簿のとおり選任することに決定しました。 暫時休憩します。

この間に、各常任委員会および議会運営委員会において、委員会条例第8条第2項の 規定により、委員長および副委員長の互選をお願いいたします。なお、その結果を議長 まで報告願います。

再開は議場の時計で13時55分とします。

(午後 1時47分 休憩)

(午後 1時52分 再開)

○議長(菅森照雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、各常任委員会および議会運営委員会の委員長および副委員長の報告がありましたので、報告いたします。

総務常任委員長に4番 近藤勇議員、同じく副委員長に1番 小島櫻議員、産業建設

常任委員長に8番 山口久男議員、同じく副委員長に5番 木下茂樹議員、議会広報常任委員長に5番 木下茂樹議員、同じく副委員長に3番 大谷重温議員、議会運営委員長に7番 富永勉議員、同じく副委員長に8番 山口久男議員がそれぞれ選出されました。

○議長(菅森照雄君) 日程第8 「選第4号 彦根市犬上郡営林組合議会議員の選挙」 を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、 指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(菅森照雄君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が一括指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〇議長(菅森照雄君) 異議なしと認めます。

よって、議長が一括指名することに決定しました。

彦根市犬上郡営林組合議会議員に、3番 大谷重温議員、4番 近藤勇議員、5番 木下茂樹議員、8番 山口久男議員、9番 神細工宗宏議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました5名の方々を、彦根市犬上郡営林組合議 会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(菅森照雄君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました3番 大谷重温議員、4番 近藤勇議員、5番 木下 茂樹議員、8番 山口久男議員、9番 神細工宗宏議員が彦根市犬上郡営林組合議会議 員に当選されました。

当選されました5の方々名が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知を行います。

大谷議員、近藤議員、木下議員、山口議員、神細工議員、よろしいでしょうか。

(各議員 承諾)

- ○議長(菅森照雄君) ただいま5名の方より承諾の旨がありましたので、当選人に決定しました。
- ○議長(菅森照雄君) 日程第9 「選第5号 彦根愛知犬上広域行政組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、

指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(菅森照雄君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が一括指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(菅森照雄君) 異議なしと認めます。

よって、議長が一括指名することに決定しました。

彦根愛知犬上広域行政組合議会議員に、9番 神細工宗宏議員、10番 菅森照雄、 2名を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました2名を、彦根愛知犬上広域行政組合議会 議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(菅森照雄君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました9番 神細工宗宏議員、10番 菅森照雄が彦根愛知 大上広域行政組合議会議員に当選しました。

当選人が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知を行います。

神細工議員、よろしいでしょうか。

(神細工宗宏議員 承諾)

○議長(菅森照雄君) 私も承諾します。

ただいま2名の承諾の旨がありましたので、当選人に決定しました。

○議長(菅森照雄君) 日程第10 「選第6号 湖東広域衛生管理組合議会議員の選挙」 を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、 指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(菅森照雄君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が一括指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(菅森照雄君) 異議なしと認めます。

よって、議長が一括指名することに決定しました。

湖東広域衛生管理組合議会議員に、9番 神細工宗宏議員、10番 菅森照雄、2名を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました2名を、湖東広域衛生管理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(菅森照雄君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました9番 神細工宗宏議員、10番 菅森照雄が湖東広域衛生管理組合議会議員に当選いたしました。

当選人が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

神細工議員、よろしいでしょうか。

(神細工宗宏議員 承諾)

〇議長(菅森照雄君) 私も承諾します。

ただいま2名の承諾の旨がありましたので、当選人に決定しました。

○議長(菅森照雄君) 日程第11 「選第7号 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、 指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(菅森照雄君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、 ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(菅森照雄君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に久保久良さんを指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました久保久良さんが、滋賀県後期高齢者医療 広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(菅森照雄君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました久保久良さんが滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

当選されました久保久良さんが議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知を行います。

久保久良さん、よろしいでしょうか。

(久保久良町長 承諾)

○議長(菅森照雄君) ただいま久保久良さんより承諾の旨がありましたので、当選人に 決定しました。

職員より、当選人の住所、氏名、生年月日の朗読を行います。

(朗 読)

○議長(菅森照雄君) 日程第12 「承認第34号 専決処分事項の承認を求めることについて(多賀町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例)」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長(本多正浩君) 「承認第34号 専第1号 多賀町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年3月31日付で専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により議会にご報告し、承認をお願いするものでございます。

議案書2ページをお願いいたします。

本条例は、令和6年4月1日から当町の職員を社会福祉法人多賀町社会福祉協議会へ派遣することとしたため、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、必要な事項について条例で定める必要があることから、新たに条例の制定をしたものです。

第1条は、公益的法人等への職員の派遣等に関し、条例の趣旨を定めております。

第2条第1項は、派遣先との取決めをすることで、職員を派遣することができること を定めたもので、派遣先となる団体については規則で定めることとしております。

また、同条第2項で、法第2条第1項にある派遣から除かれる職員について定めるもので、1号から6号のとおり、臨時的に任用される職員、任期を定めて採用される職員、非常勤職員、条件付採用期間の職員、多賀町職員の定年等に関する条例の規定により定年延長になっている職員、地方公務員法第28条第2項の規定等により休職にされている職員または同法第29条第1項の規定により停職にされている職員、同法第35条に規定する法律または条例で定める職務専念義務を免除されている職員を派遣から除く職員としております。

同条第3項は、派遣先との取決めについて規定するものでございます。法により取決めをしておくべき事項は定められておりますが、そのほか、派遣先と合意しておくべきものとして、派遣職員の派遣先における福利厚生に関する事項、派遣職員の派遣先における業務の従事の状況の連絡に関する事項について、条例で定めるものでございます。

第3条では、派遣職員の職務への復帰について定めるもので、1号で派遣職員が派遣

先の役職員の地位を失った場合、2号で派遣職員が法またはこの条例の規定に適合しなくなった場合、3号で派遣職員が派遣先との取決めに反することとなった場合、4号から6号では、条例中にあります地方公務員法の各号等に該当する場合について、派遣を継続せず職務復帰させることとしております。

第4条は、派遣職員の給料等について、法第6条第2項にある派遣先において従事する業務が、町の委託を受けて行う業務や町と共同して行う業務、または町の事務もしくは事業を補完、支援すると認められる業務に従事するときは、100分の100以内で支給することができるとするものです。

第5条は、職務に復帰した職員に関する給与条例の特例について定めるもので、職員 が公務上の負傷もしくは疾病により休職処分となった場合、休職期間中は全額給与を支 給することとしておりますが、派遣先において就いていた業務についても公務とみなす こととするものです。

第6条では、派遣職員が職務に復帰した場合は、他の職員との権衡上、職務の級および号給を調整できることを定めるものです。

付則として、この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

以上、3月31日付専決処分させていただきましたので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(菅森照雄君) これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長(菅森照雄君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(菅森照雄君) これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「承認第34号 専決処分事項の承認を求めることについて(多賀町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例)」は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔起 立 全 員〕

- ○議長(菅森照雄君) 起立全員であります。よって、承認第34号は原案のとおり承認されました。
- ○議長(菅森照雄君) 日程第13 「議案第35号 令和6年度多賀町一般会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅副町長。

〔副町長 小菅俊二君 登壇〕

○副町長(小菅俊二君) 「議案第35号 令和6年度多賀町一般会計補正予算(第1号) について」、ご説明申し上げます。

年度初めの早々のこの時期ではございますが、今回の補正につきましては、昨年閣議決定されましたデフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高騰により影響を被る低所得世帯の方々への給付措置として、国の制度が行き届かない所得額250万円以下の世帯への給付金の未払い分や、住民税均等割のみの課税がされている世帯に対しての給付金と上乗せしての子育て世帯への子ども加算金、また令和6年度税制改正に伴う定額による所得税3万円、住民税1万円、合わせて4万円の特別控除の実施に伴う税制措置で減税しきれない所得層への給付など、これらの経済対策分の給付金に加えて、6年度当初予算編成を昨年12月で行ったため、その後計上しきれていない国や県の補助金等に対応した予算措置など、早急に対応を必要とするためにお願いするものでございます。

補正をお願いします予算額につきましては、5ページ、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に9,909万2,000円を追加して、結果歳入歳出それぞれ56億4,809万2,000円となります。

それでは、事項別にご説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、10ページにありますように、50款国庫支出金のところで、所得額250万円以下の所得世帯等に対する給付金の未払い分と、均等割のみの世帯に対する給付金と低所得者の子育て世帯への加算給付事業分、また定額減税分の措置費とこれらの事務費補助とを合わせて8,660万8,000円を受け入れるものでございます。

また、55款県支出金は、学校に行きづらい早期段階における生徒の個別学習指導員の配置費用補助金として3分の2相当額、76万円を受け入れるものでございます。

75款繰越金1,172万4,000円は、今回の補正に要する財源として充当しているものでございます。

次に、歳出でございますが、10款の総務費では、5項総務管理費の5目、今期の定期人事異動に伴い、会計年度任用職員1名の人件費等の追加額に420万3,000円を計上し、7目の特別定額給付費においては、物価高騰に対応する低所得世帯生活支援として、まず、世帯合算所得金額250万円以下の世帯に対して3万円の給付金で、5年度中に支払いしきれていない対象者に対しての分に918万円を計上し、定額減税補足給付金は6年度税制改正により制度化されたもので、減税しきれない所得層にある対象世帯構成員分として4,480万円を計上し、次のページには、住民税均等割のみの課税世帯に対して10万円の給付金制度で2,100万円を計上し、これらの電算システムの改修費等の事務費と合わせて総額7,814万7,000円を計上したものでございます。

15款民生費の5項の社会福祉費のところで、シルバー人材センターの補助金につい

ては、国の内示額に合わせて200万円の追加をお願いするものや、児童福祉費では、 低所得者の子育て世帯に対しての子ども加算給付金事業でありまして、子ども1人に対 して5万円の給付金と事務費と合わせ846万1,000円を計上しております。

30款商工費では、人事異動に伴い、会計年度任用職員1名の人件費316万6,0 00円を計上しております。

45款教育費の中学校費では、県の補助金を受けて、学校に通いづらい早期段階における生徒への個別の学習や相談支援を行う学習指導員1名の配置に要する経費や、6年度予算編成後、被服室の空調設備が故障し、夏場に向けて早急に更新工事をする必要があることから計上したもので、教育費総額311万5,000円をお願いしております。以上、提案説明とさせていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申

し上げます。

○議長(菅森照雄君) これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長(菅森照雄君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(菅森照雄君) これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第35号 令和6年度多賀町一般会計補正予算(第1号)について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔起 立 全 員〕

○議長(菅森照雄君) 起立全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決 されました。

暫時休憩します。

その場でお願いいたします。

(午後 2時15分 休憩)

(午後 2時16分 再開)

○議長(菅森照雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま、町長より「同意第36号 多賀町監査委員(議員のうちから)の選任につき同意を求めることについて」、議会から「発議第1号 議会改革特別委員会の設置に関する決議書」、また各常任委員長および議会運営委員長から「委員会の閉会中の継続調査について」の申出があり、本日の日程に追加し、議題にしたいと思います。

なお、日程番号は先ほどの追加日程の続きとします。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(菅森照雄君) 異議なしと認めます。

よって、これらを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

○議長(菅森照雄君) 日程第14 「同意第36号 多賀町監査委員(議員のうちから) の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

初めに、地方自治法第117条の規定により、6番 川岸真喜議員の退場を求めます。

[6番議員 川岸真喜君 退席]

○議長(菅森照雄君) 本案について、提案者の説明を求めます。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

〇町長(久保久良君) 「同意第36号 多賀町監査委員の選任につき同意を求めること について」、ご説明申し上げます。

議会の議員のうちから選任する監査委員として、これまで監査委員をお願いしておりました竹内薫氏が令和6年3月31日をもって任期が満了となり、今回退任していただくことになりました。竹内氏には、この間、適切な監査の実施と事務の遂行にご尽力賜り、心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

なお、今回の選任に当たりましては、人格が高潔で、地方自治に関してすぐれた識見をお持ちの川岸真喜氏を適任者と考えますので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(菅森照雄君) これより質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(菅森照雄君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(菅森照雄君) これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「同意第36号 多賀町監査委員(議員のうちから)の選任につき同意を求めること について」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起 立 全 員〕

○議長(菅森照雄君) 起立全員であります。よって、同意第36号は同意することに決 定しました。

川岸真喜議員の入場を許可します。

[6番議員 川岸真喜君 着席]

○議長(菅森照雄君) 日程第15 「発議第1号 議会改革特別委員会の設置に関する 決議書」を議題とします。 職員より議案の朗読を行います。

(朗 読)

○議長(菅森照雄君) 本案について、趣旨説明を求めます。

9番、神細工宗宏議員。

[9番議員 神細工宗宏君 登壇]

○9番(神細工宗宏君) 「発議第1号 議会改革特別委員会の設置に関する決議書」の 趣旨説明を行います。

多賀町議会では、これまで、基本条例の制定、議員定数の見直し、各種団体との懇談会の開催など、様々な取組を行ってまいりました。しかしながら、社会情勢、地域住民の要望は刻々と変化しており、議会においても実情に即した審議、活動が求められています。

今日までの議会改革の取組に加え、今後ペーパーレス化と併せて審議の円滑化を図るためのデジタル化の推進、また、開かれた議会として議員活動を広く多くの方に知っていただくための意見交換会の開催、年間を通じた調査研究活動に見合った議員報酬の見直しをはじめ、あらゆる世代の方が議員を目指せる体制づくりなど、数多くの課題があります。

課題に向けた取組として、議会運営、議会規律および議会の活性化に関する調査研究、 慎重な審議を図るためにも、議会改革特別委員会の設置は必要であります。

以上の趣旨から、本案、議会改革特別委員会の設置に関する決議書を提出するものです。

これをもって趣旨説明を終わります。議員各位のご理解とご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(菅森照雄君) これより質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(菅森照雄君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(菅森照雄君) これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

神細工宗宏議員ほか1名から提出されました「議会改革特別委員会の設置に関する決議書」は、原案のとおり賛成の方はご起立願います。

〔起 立 全 員〕

○議長(菅森照雄君) 起立全員であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員の選任については、 委員会条例第7条第4項の規定により、お手元の名簿のとおり指名したいと思いますが、 ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(菅森照雄君) 異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会の委員はお手元の名簿のとおり選任することに決定しました。

お諮りします。この議会改革特別委員会は、調査終了まで閉会中も調査していくこと にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(菅森照雄君) 異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会は閉会中も継続して調査することに決定しました。 暫時休憩します。

この間に、議会改革特別委員会において、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長および副委員長の互選をお願いいたします。なお、その結果を議長まで報告願います。

再開は議場の時計で14時40分とします。

(午後 2時27分 休憩)

(午後 2時38分 再開)

〇議長(菅森照雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、議会改革特別委員会の委員長および副委員長の報告がありましたので、発表いたします。

議会改革特別委員長に9番 神細工宗宏議員、同じく副委員長に6番 川岸真喜議員が選出されました。

○議長(菅森照雄君) 日程第16 「委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

本案は、総務常任委員会および産業建設常任委員会ならびに議会広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した所管事務調査事項について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議 ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(菅森照雄君) 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査を行うことに決定しました。

以上で、本日の議事日程および本臨時会に付された案件は全て終了しました。

本日、終始熱心にご審議、ご審査賜り、また議会の運営に関しましても格別のご協力 を頂き、誠にありがとうございました。

これをもって令和6年第1回多賀町議会臨時会を閉会いたします。

(午後 2時40分 閉会)

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会臨時議長 菅 森 照 雄

多賀町議会議長 菅 森 照 雄

多賀町議会議員 一之瀨 浩 治

多賀町議会議員 小島 櫻